

議 案 第 158 号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所に係る出資等に係る不要財産の
納付の認可について

平成30年7月4日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪産業技術研究所に係る出資等に係る不要財産の大阪府への納付については、申請のとおり認可する。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪産業技術研究所に係る出資等に係る不要財産の大阪府への納付について認可をするため、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

阪技術研総管第265号

平成30年 7 月 4 日

大阪府知事 松 井 一 郎 様

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

理事長 中 許 昌 美 印

出資等に係る不要財産の納付について（申請）

標記について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 出資等に係る不要財産の内容

別表のとおり

2 出資等に係る不要財産の必要がなくなつたと認められる理由

出資を受けた本部・和泉センターの土地の一部について、法人が行う業務の用途に活用の見込みがなく、出資団体である大阪府に納付しても将来にわたり業務を確実に実施する上で支障がないため

3 出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

別表のとおり

4 出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

別表のとおり

5 現物による出資等団体への納付の予定時期

平成31年 3 月

6 その他必要な事項

なし

【別表】

種別	所在地	面積 (㎡)	取得の日にお ける帳簿価額 (円)	申請の日にお ける帳簿価額 (円)	不要財産の取 得に係る出資 又は支出の額 (円)	その他 その内容
土地	和泉市あゆみ野 二丁目 7 番 4	261.04	12,529,000	12,529,000	12,529,000	現物出資
土地	和泉市あゆみ野 二丁目 7 番 5	8,979.20	430,964,000	430,964,000	430,964,000	現物出資
計		9,240.24	443,493,000	443,493,000	443,493,000	

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 - 4 省 略

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 省 略